

重要事件等の捜査に関する訓令の運用について（例規）

〔 最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

重要事件等の捜査を行う際の捜査本部の開設、捜査本部長の指定、捜査班の設置、特別捜査班の設置、合同捜査、共同捜査の実施要領等について定めたものです。